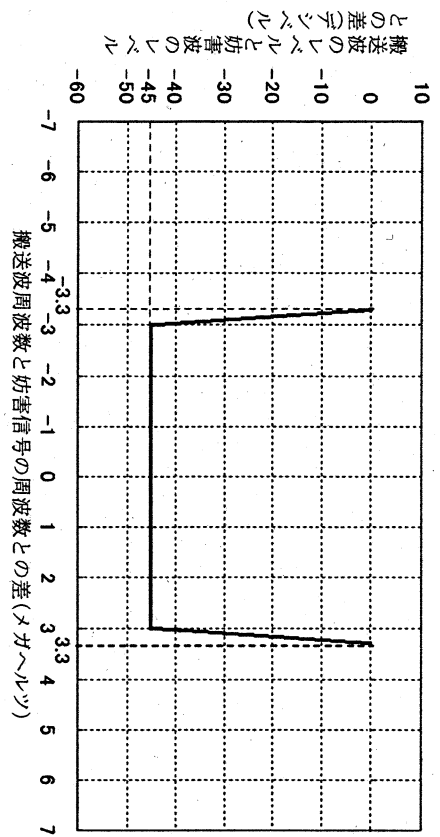


(2) 搬送波の変調の型式が二五六値直交振幅変調である場合



○外務省告示第八号

日本国政府は、平成九年九月十二日にウィーンで作成された「原子力損害の補完的な補償に関する条約」の受諾書を平成二十七年一月十五日に国際原子力機関事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第二十条1の規定に従い、平成二十七年四月十五日に効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の受諾書を寄託する際に、次の留保を付した。
 一 日本国は、原子力損害の補完的な補償を実施するに当たり、条約第三条に基づく約束に影響を及ぼさないことを条件として、原子力事故による原子力損害に関する訴えについて、条約の規定により我が国の裁判所が管轄権を有する場合において、我が国の事業者が当該原子力損害についての責任を負うときは、次の権利を留保する。

- 1 附属書第一条2(a)及び(b)に掲げる条件が定められていない場合には、同条2柱書にいう「次に掲げることを条件として」に拘束されない権利
- 2 附属書第三条7(b)の規定に拘束されない権利

二 日本国は、原子力損害の補完的な補償に関する条約を実施するに当たり、我が国の事業者その他の締約国の事業者との間で輸送される核物質に係る原子力事故が我が国の領域又は排他的経済水域において生じ、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えについて、条約の規定により我が国の裁判所が管轄権を有する場合において、附属書第三条1(b)(i)から(iii)まで及び(c)(i)から(iii)までの規定にかかわらず、我が国の国内法令に従って、責任を負う事業者を決定する権利を留保する。

同条約の締約国は、平成二十七年一月七日現在、次のとおりである。
 アルゼンチン共和国、モロッコ王国、ルーマニア、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国
 平成二十七年一月十六日
 外務大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

○厚生労働省告示第五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十六条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第二十二條、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十五條及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第二條第三項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める現物給与の価額(平成二十四年厚生労働省告示第三十六号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年一月十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号の表を次のように改める。

都道府県名	一人一月当たりの食事の額	一人一日当たりの食事の額	一人一日当たりの朝食のみ	一人一日当たりの昼食のみ	一人一日当たりの夕食のみ
北海道	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
青森県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
岩手県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
宮城県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二二〇円	二四〇円
秋田県	一七、四〇〇円	五八〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
山形県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
福島県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
茨城県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
栃木県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
群馬県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
埼玉県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
千葉県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
東京都	一九、五〇〇円	六五〇円	一六〇円	二二〇円	二六〇円
神奈川県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二二〇円
新潟県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二二〇円	二四〇円
富山県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
石川県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
福井県	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二二〇円
山梨県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
長野県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
岐阜県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
静岡県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
愛知県	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一五〇円	二二〇円	二四〇円
三重県	一七、七〇〇円	五九〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
滋賀県	一八、三〇〇円	六一〇円	一五〇円	二二〇円	二二〇円
京都府	一八、九〇〇円	六三〇円	一六〇円	二二〇円	二二〇円

